

2023年2月22日

各 位

会 社 名 株式会社ACSL
 代表者名 代表取締役社長 鷲谷 聡之
 (コード番号: 6232 グロース)
 問合せ先 取締役CFO 早川 研介
 (TEL. 03-6456-0931)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更」を2023年3月24日開催予定の第11回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 (条文省略)	(商号) 第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 (条文省略)	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

現行定款	変更案
(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	(1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人
(公告方法) 第5条 (条文省略)	(公告方法) 第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数) 第6条 (条文省略)	(発行可能株式総数) 第6条 (現行どおり)
(株券の不発行) 第7条 (条文省略)	(株券の不発行) 第7条 (現行どおり)
(自己の株式の取得) 第8条 (条文省略)	(自己の株式の取得) 第8条 (現行どおり)
(単元株式数) 第9条 (条文省略)	(単元株式数) 第9条 (現行どおり)
(単元未満株式についての権利) 第10条 (条文省略)	(単元未満株式についての権利) 第10条 (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第11条 (条文省略)	(株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり)
(株式取扱規程) 第12条 (条文省略)	(株式取扱規程) 第12条 (現行どおり)
(基準日) 第13条 (条文省略)	(基準日) 第13条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集) 第14条 (条文省略)	(招集) 第14条 (現行どおり)
(電子提供措置等) 第15条 (条文省略)	(電子提供措置等) 第15条 (現行どおり)
(議長) 第16条 (条文省略)	(議長) 第16条 (現行どおり)
(決議) 第17条 (条文省略)	(決議) 第17条 (現行どおり)
(議決権の代理行使) 第18条 (条文省略)	(議決権の代理行使) 第18条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は10名以内とする。	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役

現行定款	変更案
<p>2. (新 設)</p>	<p>を除く。)は10名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2. 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の任期) 第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第23条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって<u>重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第23条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみ</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第24条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみ</p>

現行定款	変更案
なす。ただし、 <u>監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>	なす。
(取締役会規程) 第 24 条 (条文省略)	(取締役会規程) 第 25 条 (現行どおり)
(取締役の報酬等) 第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 <u>株主総会の決議によって定める。</u>	(取締役の報酬等) 第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
(取締役の責任免除・非業務執行取締役の責任限定契約) 第 26 条 (条文省略)	(取締役の責任免除・非業務執行取締役の責任限定契約) 第 27 条 (現行どおり)
第 5 章 監査役及び監査役会	(削 除)
(監査役の員数) 第 27 条 当会社の監査役は、4 名以下とする。	(削 除)
(選任の方法) 第 28 条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
(任期) 第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削 除)
(常勤の監査役) 第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削 除)
(監査役会の招集通知) 第 31 条 監査役会の招集通知は会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、 <u>緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削 除)
(監査役会の決議方法) 第 32 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>監査役の過半数をもって行</u>	(削 除)

現行定款	変更案
う。	
(監査役会規則) 第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	(削 除)
(報酬等) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削 除)
(監査役の責任免除等) 第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。	(削 除)
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	(常勤の監査等委員) 第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新 設)	(監査等委員会の招集通知) 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 前項にかかわらず、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新 設)	(監査等委員会規程) 第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
(選任方法) 第36条 (条文省略)	(選任方法) 第31条 (現行どおり)
(任期) 第37条 (条文省略)	(任期) 第32条 (現行どおり)
第7章 計算	第7章 計算
(事業年度) 第38条 (条文省略)	(事業年度) 第33条 (現行どおり)
(剰余金の配当)	(剰余金の配当)

現行定款	変更案
第 39 条 (条文省略)	第 34 条 (現行どおり)
(中間配当) 第 40 条 (条文省略)	(中間配当) 第 35 条 (現行どおり)
(剰余金の配当の除斥期間) 第 41 条 (条文省略)	(剰余金の配当の除斥期間) 第 36 条 (現行どおり)
附則	附則
(場所の定めのない株主総会実施に関する経過措置) 第 1 条 (条文省略)	(場所の定めのない株主総会実施に関する経過措置) 第 1 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第 2 条 当社は第 11 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

以 上